

新旧対照表

(下線部は変更部分)

改定前	改定後
<p style="text-align: center;">岩手県農業農村整備事業関係 週休2日工事実施要領</p> <p>(目的)～(対象工事) 第1～3 【略】</p> <p>(実施手続) 第4 1 【略】 2 (1)～(3) 【略】 【新設】</p> <p>(4) 現場特性、天候、その他やむを得ない事情により、作業予定日を休工した場合は、当該作業日を休工日に振り替えることができる。この場合、振替作業日以降の修正工程表を速やかに監督職員に提出するものとする。</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <p>(週休2日の実施報告) 第5 受注者は、週休2日に取り組んだ結果について、工事完成届を提出する日の20日前までに、以下の書類を監督職員に提出するものとする。 (1)～(2) 【略】</p> <p>(工事成績評定における評価) 第6 【略】</p> <p>(工事費の積算) 第7 【略】 【新設】</p> <p>(補則) 第8 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は別に定める。 附 則 (平成30年7月13日付け農計第341号) この要領は、平成30年7月13日から施行する。 附 則 (令和元年5月7日付け農計第1号) この要領は、令和元年6月1日以降、入札公告に付する工事に適用する。 附 則 (令和2年3月24日付け農計第753号) この要領は、令和2年4月1日以降、入札公告に付する工事に適用する。ただし、週休2日達成証明書の発行については、適用日以前に達成済みの工事に適用する。 附 則 (令和2年6月25日付け農計第279号) この要領は、令和2年7月1日以降、入札公告に付する工事に適用する。</p>	<p style="text-align: center;">岩手県農業農村整備事業関係 週休2日工事実施要領</p> <p>(目的)～(対象工事) 第1～3 【略】</p> <p>(実施手続) 第4 1 【略】 2 (1)～(3) 【略】 <u>(4) 橋りょう上部工事、機械設備工事、電気通信設備工事等の工場製作期間と現場据付期間を有する工事においては、現場据付期間のみを対象期間とする。</u> <u>(5) 現場特性、天候、その他やむを得ない事情により、作業予定日を休工日とした場合は、当該作業予定日を休工日に振り替えることができる。この場合、振替作業日以降の修正工程表を速やかに監督職員に提出するものとする。なお、振替作業日が土曜日及び日曜日並びに祝日に関する法律に規定する休日となる場合は、完全週休2日の達成とはならないものとなる。</u> <u>(6) 災害時等の緊急対応及び品質管理・安全管理のために連続して行う必要がある作業等、やむを得ず休工日に作業する場合は休工日を翌日以降の作業予定日に振り替えるものとする。なお、作業日が土曜日及び日曜日並びに祝日に関する法律に規定する休日となる場合は、完全週休2日の達成とはならないものとなる。</u> <u>(7) 休工日に発注者が緊急の作業を要請した場合や現場見学会等の対応を行った場合は、現場閉所日として取り扱うことができる。</u></p> <p><u>3 受注者は別紙3を参考に、週休2日工事である旨を工事掲示板等の公衆が見やすい場所に掲示するものとする。(A3判程度)</u></p> <p>(発注者の責務) <u>第5 発注者は、債務及び繰越等の活用による工期の平準化や余裕期間制度を活用するとともに、週休2日の実現に当たり適切な工期設定を行うよう努めるものとする。</u> <u>2 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、休工日に作業が発生するような指示等は行わないものとする。</u></p> <p>(週休2日の実施報告) 第6 受注者は、週休2日に取り組んだ結果について、工事完成届を提出する日の20日前 <u>(土日等含む)</u> までに、以下の書類を監督職員に提出するものとする。 (1)～(2) 【略】</p> <p>(工事成績評定における評価、達成証明) 第7 【略】</p> <p>(工事費の積算) 第8 【略】</p> <p>(その他) <u>第9 発注者は、週休2日工事の取組について、予定及び実績を農村計画課技術指導担当に報告するものとする。</u></p> <p>(補則) 第10 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は別に定める。 附 則 (平成30年7月13日付け農計第341号) この要領は、平成30年7月13日から施行する。 附 則 (令和元年5月7日付け農計第1号) この要領は、令和元年6月1日以降、入札公告に付する工事に適用する。 附 則 (令和2年3月24日付け農計第753号) この要領は、令和2年4月1日以降、入札公告に付する工事に適用する。ただし、週休2日達成証明書の発行については、適用日以前に達成済みの工事に適用する。 附 則 (令和2年6月25日付け農計第279号) この要領は、令和2年7月1日以降、入札公告に付する工事に適用する。</p>

改定前	改定後
<p>附 則（令和3年9月29日付け農計第432号） この要領は、令和3年10月1日以降、入札公告に付する工事に適用する。</p> <p>附 則（令和3年11月12日付け農計第513号） この要領は、令和4年1月1日以降、入札公告に付する工事に適用する。</p> <p>附 則（令和4年8月31日付け農計第361号） この要領は、令和4年10月1日以降、入札公告に付する工事に適用する。</p> <p>別紙1 【略】</p> <p>別紙2 【略】</p> <p>【新設】</p>	<p>附 則（令和3年9月29日付け農計第432号） この要領は、令和3年10月1日以降、入札公告に付する工事に適用する。</p> <p>附 則（令和3年11月12日付け農計第513号） この要領は、令和4年1月1日以降、入札公告に付する工事に適用する。</p> <p>附 則（令和4年8月31日付け農計第361号） この要領は、令和4年10月1日以降、入札公告に付する工事に適用する。</p> <p><u>附 則（令和5年3月6日付け農計第769号）</u> <u>この要領は、令和5年4月1日以降、入札公告に付する工事に適用する。ただし、第9については、令和4年4月1日以降完成した工事から適用する。</u></p> <p>別紙1 【略】</p> <p>別紙2 【略】</p> <p><u>別紙3</u></p> <p><u>※A3判とする</u></p> <p><u>工事現場における週休2日工事実施明示の例</u></p> <div data-bbox="1567 961 2769 1146" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><u>この工事は、岩手県農業農村整備事業関係週休2日工事です。</u> <u>建設現場の働き方改革を推進するため、土曜・日曜・祝日の休工に取り組んでいます。</u></p> <p><u>受注者 ○○建設㈱</u> <u>電 話 019〇-〇〇-〇〇〇〇</u></p> </div>